

平成 27 年度における高知県地域職業訓練実施暫定計画（修正案）

平成 26 年 12 月 25 日

1 平成 27 年度上半期における求職者支援訓練の実施規模と分野

- 平成 27 年度上半期においては、雇用失業情勢の改善の動きが見られるものの、厳しさが続く中で、非正規労働者や自営廃業者などの雇用保険の基本手当を受けることができない者に対する雇用のセーフティネットとしての機能が果たせるよう、訓練認定規模 360→**210 人を上限**とする。
- 訓練内容としては、基礎的能力のみを習得する職業訓練（基礎コース）も設定するが、基礎的能力から実践的能力までを一括して習得する職業訓練（実践コース）を中心とする（求職者支援訓練の 70%）。
- その際、成長分野とされている分野・職種に重点を置くとともに、地域における産業の動向や求人ニーズを踏まえた地域ニーズ枠の分野も設定する。また、未就職のまま卒業することとなった新卒者など、対象者の特性・訓練ニーズに応じた職業訓練の設定にも努めることとする。
- 訓練認定規模は、以下のとおりとする。
 - イ 基礎コース 105 人 → **63 人**
(学卒未就職者を対象とするものを含む。)
 - ロ 実践コース 255 人 → **147 人**
 - うち介護系 65 人 → **57 人**
 - 医療事務系 15 人 → **8 人**
 - 情報系・その他 175 人 → **82 人**
- 新規参入の割合は、以下のとおりとする。
 - イ 基礎コース 上限値 10%
 - ロ 実践コース 上限値 20%
- 認定単位期間は、四半期ごととする。
申請対象期間の設定数を超える申請がある場合には、
 - イ 新規参入枠については、職業訓練の案等が良好なものから
 - ロ 実績枠については、求職者支援訓練の就職実績等が良好なものから認定する。

2 計画期間

計画期間は、平成 27 年 4 月 1 日から平成 27 年 9 月 30 日までとする。

3 計画の改定

この計画は、職業訓練の実施状況等を踏まえ、改定する。